

計画の基本的事項

- 対象区域** 愛知県全域
- 計画期間** 2026（令和8）年度～2035（令和17）年度の10年間
- 対象建築物**
 - すべての住宅・建築物を対象とし、とりわけ、以下の住宅・建築物の対策を促進
 - ① 1981（昭和56）年5月31日以前に着工された旧耐震基準の耐震化・減災化を促進
 - ：住宅、耐震診断義務付け建築物※、特定既存耐震不適格建築物
 - ※要緊急安全確認大規模建築物：2013年11月指定
 - 要安全確認計画記載建築物（防災上）：2015年7月、2021年3月指定
 - 要安全確認計画記載建築物（通行障害）：2014年3月、2021年3月、2026年3月指定
 - ② 2000（平成12）年5月31日以前に着工された新耐震基準の耐震性能の検証を促進
 - ：木造住宅

愛知県 建築物耐震改修促進計画

～あいち建築減災プラン2035～

概要版

対象建築物（木造住宅）について

区分	旧耐震基準	新耐震基準	新耐震基準
建築工事着工年月日	～1981年5月31日	1981年6月1日～2000年5月31日	2000年6月1日～
耐力壁量	少ない	壁量1.4倍 → 多い	多い
耐力壁バランス	具体的な規定なし	具体的な規定なし	バランス明確化 → 規定あり
柱梁接合部金物	具体的な規定なし	具体的な規定なし	仕様明確化 → 規定あり
地盤調査	具体的な規定なし	具体的な規定なし	地耐力考慮 → 規定あり

対象建築物（建築物）について

耐震診断義務付け建築物

要緊急安全確認大規模建築物

病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物、及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち、大規模なもの等

要安全確認計画記載建築物

防災上重要な建築物

指定避難所※（地震時に使用するもので、指定緊急避難場所との重複を除く）、災害拠点病院及び輪番制参加病院 ※指定時耐震性ありと確認されたものを除く

通行障害既存耐震不適格建築物

県が指定する耐震診断義務付け道路（右図）の沿道に建つ建築物で、倒壊した場合において、全面道路の過半以上を閉塞するおそれのある建築物及び組積造の塀

耐震診断非義務付け建築物

特定既存耐震不適格建築物

建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条に示される建築物



2026年3月



問合せ先

〒460-8501名古屋市中区三の丸三丁目1-2 愛知県建築局公共建築部住宅計画課
TEL：052-954-6549（ダイヤルイン） Mail：jutakukeikaku@pref.aichi.lg.jp

2030年度の耐震化目標及びその達成に向けた取組

対象建築物（耐震性が不十分なもの）	現状（2025年度）	目標（2030年度）
要緊急安全確認大規模建築物	23棟	概ね解消
要安全確認計画記載建築物（防災上）	16棟	概ね解消

◆建築物の耐震化促進に向けた支援の実施

【課題】

- 耐震診断義務付け建築物に対して、重点的に耐震改修の促進が必要
- 地震後使用継続できる重要性の啓発が必要

【取組】

- 補助制度活用等の促進
- 「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の活用促進を啓発



2035年度の減災化目標及びその達成に向けた取組

目標：住宅・建築物の倒壊から人命と生活を守る

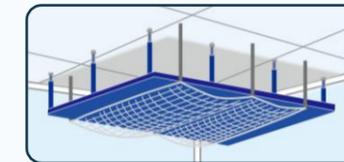
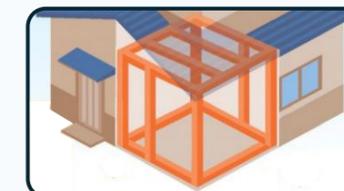
◆人命や生活を守るための取組の促進

【課題】

- 耐震改修に消極的な高齢者世帯に対し、命を守る取組の啓発が必要
- 窓ガラスの破損や天井の脱落等の非構造部材に対する啓発が必要

【取組】

- 段階的耐震改修や耐震シェルター整備等の促進
- 窓ガラスや吊り下げ天井の落下対策等をパンフレット等で広く周知



2035年度の耐震化目標及びその達成に向けた取組

対象建築物（耐震性が不十分なもの）	現状（2025年度）	目標（2035年度）
住宅	226,800戸	概ね解消
要安全確認計画記載建築物（通行障害）	363棟	概ね解消

◆耐震化に消極的な所有者に対する啓発・支援の実施

【課題】

- 耐震化・減災化には多数の手段があることを伝える啓発が必要
- 耐震化に消極的な所有者にやる気になってもらう啓発が必要
- 権利者が多い建築物の合意形成に向けた支援が必要

【取組】

- 補助制度活用等の促進
- 戸別訪問や専門家派遣の実施など、合意形成の支援を強化
- 所有者の周囲（子や孫など）から所有者に対する啓発手法の検討



その他の耐震化・減災化に向けた取組

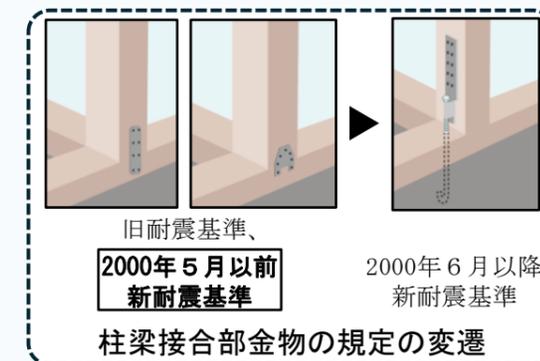
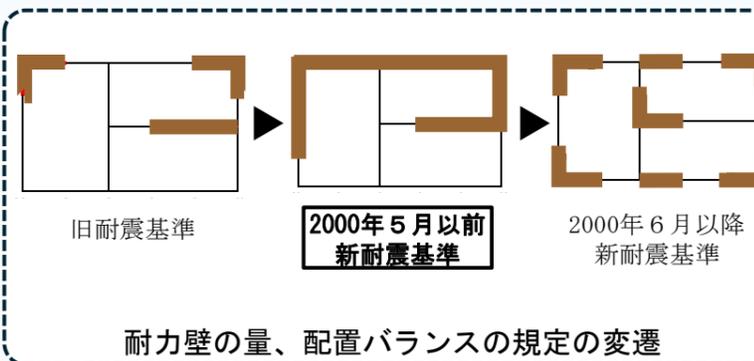
◆2000年5月以前の新耐震基準の木造住宅に係る耐震化の支援

【課題】

- 2000年5月以前の新耐震基準の木造住宅について、地震で一定の被害が発生

【取組】

- 所有者の自己チェックの促進や耐震診断をはじめとした耐震化に向けた対策を支援



◆事業者の育成や啓発による耐震化促進の実施

【課題】

- 耐震改修工事が慈善事業ではなく、ビジネスモデルとして成立することへの理解を深めるための啓発が必要
- 耐震化への障害の一つである「費用負担軽減」のため、安価な耐震改修工法や精密診断法を扱える事業者の育成が必要

【取組】

- 設計者と施工者などとの事業者間連携を促進
- 安価工法や精密診断法に関する講習会開催等による事業者育成



◆地震後も「住み続ける」「命をつなぐ」取組の啓発の実施

【課題】

- 能登半島地震では建物倒壊による直接死に比べ、2倍以上が災害関連死で犠牲

【取組】

- 「命をつなぐ」耐震化の在り方の提示等を行い、ライフプラン等に沿った対策を支援

